

コロナ禍における税務調査方針

◆ 国税庁 感染対策を徹底・広報して調査を実施へ

コロナ禍での税務調査においては、当面は納税者の状況を個々に考慮した上で実施する方針でしたが、実態として、真に必要な事案を除き、新規調査に抑制的にならざるを得ない面があったようです。

ただ、7月から新たな事務年度が始まり3か月が経過するところ、国税庁は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底した上で、10月以降にも徐々に新規調査を進めていく方向で検討しているようです。

感染拡大防止策をとりつつ、社会経済活動のレベルが引き上げられていくなか、税務調査も次の段階を迎えることになりそうです。

◆ これまでは自粛期間

国税庁では、毎年7月に新たな事務年度が始まります。人事異動を経て新体制となり、例年であれば、全国一斉的に納税者に新規調査の連絡が来る時期でもあります。しかし、今年は、税務署からの新規調査の連絡がきていませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響で、真に必要な事案を除き、新事務年度を迎えた以降も、当面は様子見として新規調査を先送りせざるを得なかったようです。

◆ 対応困難なら調査日時を調整も

ただ、新事務年度が始まり3か月が過ぎる中で、法人税、消費税、所得税、相続税等の税目を問わず、今後は、調査を進めていくことになるようです。本事務年度においては、消費税還付事案や富裕層事案など、これまで特に力を入れてきた重点事案などに、よりの確に調査を行っていくことになると思われます。

実地の調査だけでなく、場合によっては、電話等による「非対面」の簡易な接触や、机上調査にも力を入れていくようです。一方、例えば広範囲の地域に及ぶ調査案件などについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、着手しにくい面もあるようです。

あくまで、企業のテレワークの状況なども含め、納税者側の個々の状況を勘案しつつ、調査に着手するスタンスは変わらないようです。このため、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず納税者の調査対応が困難である場合には、調査日時を調整し、先送りすることもあり得ることです。

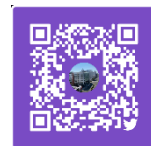
調査を行う上で特に重要と考えているのが、マスク着用等の感染拡大防止策だといいます。納税者に安心して税務調査に協力してもらえるように、感染拡大防止策の徹底、及びその周知広報にも、積極的に取り組むようです。また、調査に向かう人員についても、必要最小限に抑える方向となっています。

CONTENTS

コロナ禍における	
税務調査方針……………	P.1
寄附金控除の証明書類……………	P.2
拡大するEC市場の状況……………	P.2
コロナに係る納税猶予額	
3か月で3,573億円に……………	P.3
地域別最低賃金が公表……………	P.3
不動産の契約前に	
必ず確認したい	
「重要事項説明書」の読み方…	P.4
マイナポイント制度の概要	
(～来年3月まで)……………	P.5
10月度の税務スケジュール……………	P.5
今月の名言録……………	P.6
無料相談会実施中……………	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



令和2事務年度(R2.7.1～R3.6.30)の調査対応のポイント

- ・消費税還付、富裕層事案など、重点事案についての的確に調査を実施
- ・企業のテレワーク状況なども含め、納税者の状況を考慮して調査を実施
- ・納税者の対応が困難な場合は調査日程を調整(もともと調整は可能でしたが…)
- ・調査の人員は必要最小限に、マスク着用等の感染拡大防止策を徹底して調査を実施



寄附金控除の証明書類

2020年7月豪雨など個人の支払った義援金が、特定寄附金に該当すれば、寄附金控除の対象となります。支払額は確定申告時に控除できますが、必要書類は義援金の支払先で異なります。

特定寄附金は、国や地方公共団体に対する寄附金、財務大臣の指定を受けた公益社団法人等に対する寄附金などと一定の寄附金に限られます。

義援金の支払先は、①災害対策本部等、②団体等(日本赤十字社、中央共同募金会、報道機関等)であることが一般的です。

①の場合は、被災自治体に設置されることから、国や地方公共団体に対する寄附金に該当します。②の場合は、義援金を集約する“受け皿”という位置付けであることが多いです。団体等から、最終的に義援金配分委員会等へ送金されるのであれば、国や地方公共団体に対する寄附金に該当するものとして取り扱われます。

義援金配分委員会等とは、各地から集められた義援金の配分等を決定する組織で、被災自治体や日本赤十字社、報道機関などから構成されています。送金先が義援金配分委員会等であるかどうかは、団体等の募金趣意書等から確認できるのが一般的ですが、募金趣意書等で送金先が確認できなければ、団体等に直接確認する必要があります。

寄附金控除を適用する場合、義援金の支払先が、①であれば「受領証」を、②で専用口座があれば「振込票の控え(又は郵便振替の半券)」に加え、振込口座が義援金の「受付専用口座であることを証明する資料(募金要綱、募金趣意書団体等HPの写しなど)」を、申告時に添付、又は提示する必要があります。②で専用口座がなければ「預り証」も必要となります。

また、特定寄附金に該当する義援金は、ふるさと納税を適用することもできます。その際は、前述の各書類を提出すれば大丈夫です。なお、ワンストップ特例制度については、①に対する義援金は適用できますが、②は適用できないので注意してください。



拡大するEC市場の状況

EC(電子商取引)の市場は、年々その成長には目を見張るものがあります。そして、コロナ禍の生活において、ネットショッピングの利用がさらに進んでいるようです。ここではこうした状況を、最新のデータから確認していきます。

◆ 拡大が続くEC市場

ECには、企業間、消費者向け、個人間の市場があります。2020年7月に経済産業省が発表した資料によると、それぞれの市場は拡大を続けており、最新(2019年)の市場規模は右表のようになっています。

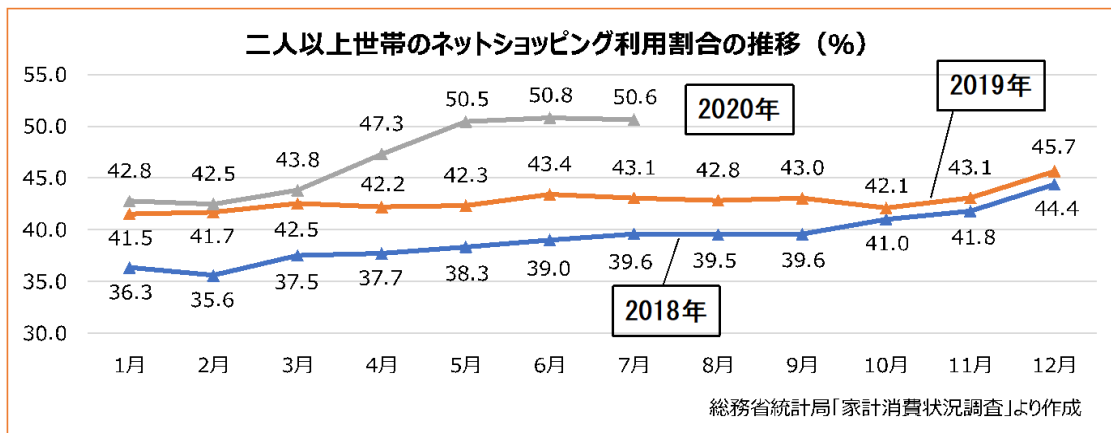
	市場規模	伸び率
BtoB-EC(企業間電子商取引)	353.0兆円	2.5%
BtoC-EC(消費者向け電子商取引)	19.4兆円	7.7%
CtoC-EC(個人間電子商取引)	1.7兆円	9.5%

いずれの市場も規模が拡大していますが、前年からの伸び率ではCtoC-ECが9.5%で最も高くなっています。フリマアプリなどの普及が進み、個人間の取引が増加傾向にあることなどから、2020年の消費者向けや個人間の市場規模は、さらに拡大していることが考えられます。

◆ 利用割合が50%を超える

ネットショッピングの利用状況について、総務省が9月に発表した「家計消費状況調査」から、二人以上世帯のネットショッピング利用割合をまとめると、下グラフのとおりです。ネットショッピングの利用割合は、2018年10月に40%を超えてからは40%台で推移していました。2020年に入り4月と5月の2ヶ月で急速に拡大し、5月に50%を超えました。

その後も50%台を続けています。今後こうした傾向は続いていくものと思われるので、いままでの常識にとらわれない商流を意識した経営が重要になってきていることが示されています。



コロナに係る納税猶予額 3か月で3,573億円に

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の売上減少があれば、納税猶予申請することで、国税について最長1年間の納税猶予が認められます(特例猶予)。その間の延滞税は、もちろん全額免除です。

これは、地方税においても同様です(地方税は「徴収猶予の特例」)。

すでにご活用されている方もいらっしゃると思いますが、これら制度について、2020年4～6月分の適用状況が、国税庁と総務省それぞれのサイトで公表されています。これらによれば、3か月間の適用状況は、以下のとおりです。

国税:(特例猶予分のみ)	地方税:(徴収猶予の特例のみ)
2,617億77百万円(適用件数:95,903件)	956億65百万円(適用件数:81,925件)

国税では10万件に近い適用件数とともに、2,600億円を超える納税猶予が適用され、他方、地方税は国税までの件数はないものの、それでも8万件を超える件数と1,000億円近い猶予の適用状況となっています。

地域別最低賃金が公表

◆ 最低賃金の種類と改定タイミング

企業は、定められた最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられていますが、この最低賃金には、次の2種類があります。

- ・ 都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」
- ・ 特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」

このうち「地域別最低賃金」は毎年10月頃に改定されることになっており、2020年度についても、全都道府県の各地方最低賃金審議会で調査・審議が終了し、「地域別最低賃金」の改定額が決定しました。

◆ 今年度の地域別最低賃金と発効日

2020年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な引上げはされず、40県で1円～3円の引上げ、7都道府県で据え置きとなりました。

パートタイマーやアルバイト等の時給者の賃金が最低賃金を下回っていないか確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、最低賃金を下回っていないか確認しましょう。

2020年度の地域別最低賃金

(単位:円)

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効日	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	861	861	-	-	滋賀県	866	868	2	2020年10月1日
青森県	790	793	3	2020年10月3日	京都府	909	909	-	-
岩手県	790	793	3	2020年10月3日	大阪府	964	964	-	-
宮城県	824	825	1	2020年10月1日	兵庫県	899	900	1	2020年10月1日
秋田県	790	792	2	2020年10月1日	奈良県	837	838	1	2020年10月1日
山形県	790	793	3	2020年10月3日	和歌山県	830	831	1	2020年10月1日
福島県	798	800	2	2020年10月2日	鳥取県	790	792	2	2020年10月2日
茨城県	849	851	2	2020年10月1日	島根県	790	792	2	2020年10月1日
栃木県	853	854	1	2020年10月1日	岡山県	833	834	1	2020年10月3日
群馬県	835	837	2	2020年10月3日	広島県	871	871	-	-
埼玉県	926	928	2	2020年10月1日	山口県	829	829	-	-
千葉県	923	925	2	2020年10月1日	徳島県	793	796	3	2020年10月4日
東京都	1,013	1,013	-	-	香川県	818	820	2	2020年10月1日
神奈川県	1,011	1,012	1	2020年10月1日	愛媛県	790	793	3	2020年10月3日
新潟県	830	831	1	2020年10月1日	高知県	790	792	2	2020年10月3日
富山県	848	849	1	2020年10月1日	福岡県	841	842	1	2020年10月1日
石川県	832	833	1	2020年10月7日	佐賀県	790	792	2	2020年10月2日
福井県	829	830	1	2020年10月2日	長崎県	790	793	3	2020年10月3日
山梨県	837	838	1	2020年10月9日	熊本県	790	793	3	2020年10月1日
長野県	848	849	1	2020年10月1日	大分県	790	792	2	2020年10月1日
岐阜県	851	852	1	2020年10月1日	宮崎県	790	793	3	2020年10月3日
静岡県	885	885	-	-	鹿児島県	790	793	3	2020年10月3日
愛知県	926	927	1	2020年10月1日	沖縄県	790	792	2	2020年10月3日
三重県	873	874	1	2020年10月1日					

不動産の契約前に必ず確認したい「重要事項説明書」の読み方

◆ 文字通り重要な事項を説明

不動産売買契約を結ぶ前に、不動産会社は買主に、重要事項の書面での説明が義務付けられています。その書類が「重要事項説明書」です。重要事項とは、敷地の権利や抵当権の有無、契約解除の取り決め等の事柄を表し、大別すれば「対象物件」と「取引条件」の2つについて説明がなされます。

重要事項説明書の記載事項は、契約後に「聞いてなかった」「はじめの話と違う」といったトラブルがあっても、認めてもらえません。特に中古物件では注意が必要となります。

◆ 売買契約を結ぶ前に必ず内容確認を

前記のとおり、重要事項説明は「契約の前」に行えばよいことになっています。そのため、売買契約当日と一緒に済ませてしまうことがほとんどです。

しっかりした不動産会社では事前にコピーをくれますが、そうでなければ、頼んで入手してください。記載事項が多く、専門用語も頻出するため、当日、その場で確認・検討するのは困難だからです。

中でも念入りにチェックしたいのは、「抵当権」と「ローン特約」です。

中古一戸建てでは、ローン返済途中で売り出されるケースもあるため、抵当権が残っている場合があります。

その際には、抹消される時期などを確認し、売買契約書に明記してもらうようにします。

ローン特約は、融資が下りなかった際に、違約金なしで手付金を戻してもらうことを取り決めたものです。

記載がない場合、手付金を戻してもらえなくなります。

■重要事項説明書の主な内容とチェック事項

項目名		記載内容	チェックポイント
対象物件に関する事項	登記簿に記載された事項	権利の種類や内容、登記名義人または所有者の氏名について	●登記簿謄本が添付されているので日付が最新のものか確認 ●登記簿の所有者と売主が異なる場合、両者間で売買契約が結ばれているか確認 ●抵当権が設定されている場合、契約書に明記してもらう(口約束ではダメ)
	法令に基づく制限の概要	都市計画法や建築基準法などに基づく制限について。将来、建て替えた場合など、どのような制限を受けるかわかる	●「市街化調整区域」でないかを確認。該当すると一般住宅の建築はできない ●既存不適格物件(建てた当時との建築基準法の違いで、現状は違法建築となっている物件)の場合、建て替えた場合の影響を確認
取引条件に関する事項	代金、交換差金、賃借以外に授受される金銭の額、金銭授受の目的	手付金額や、固定資産税・都市計画税の売主との分担金などについて	●手付金が、契約時には「売買代金の一部に充当する」と明記されているか確認 ※ 固定資産税・都市計画税はその年の1月1日の物件所有者に支払い義務があるため、契約時に買主は売主に日割り計算で負担分を預ける
	契約の解除に関する事項	契約を解除する際の取り決め。解約可能な期間や手付金の扱いなど	●「融資利用の特約による解除」という条項があるかを確認。この記載があれば、融資が下りないため契約履行できなかった場合に無償で手付金が全額返還される。記載されていない場合は、必ず明記を要請
	金銭の賃借に関する事項	住宅ローンから融資を受ける場合、貸し出し金融機関名や融資額など	●ここにも、融資が下りなかった場合の措置が「契約の解除に関する事項」の項目と同じ内容で記載されているか確認
	売主の瑕疵担保責任	物件の引き渡し後に発見された問題について、いつの時点まで売主に責任が発生するかなど	●一般的には、雨漏り、シロアリ、建物構造上主要な部位の木部の腐食、給排水設備の故障などが対象。売主が個人の場合、発見の期限を「数カ月以内」と設定しているのが通例。記載がない場合は、売主と相談してみる



マイナポイント制度の概要(～来年3月まで)

キャッシュレスポイント還元事業が、今年6月で終了しましたが、この9月から来年3月末までの期間は、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進などを目的とする「マイナポイント制度」が実施されています。ここでは、マイナポイント制度の概要をご紹介します。

◆ マイナポイント制度とは

マイナポイント制度とは、マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービス(以下、サービス)で、2020年9月1日から2021年3月31日までの期間中に、チャージや買い物をする、そのサービスで利用金額の25%分のポイント(1人当たりの上限は5,000円分)がもらえるというものです。

◆ 予約と申込

この制度はマイナンバーカードを持っていなければ利用できませんが、マイナンバーカードの取得には、かなりの時間を要するようで、申請から1ヶ月以上かかることもあるようです。

また、マイナポイント事務局によると、マイナポイントの予約者数が予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性があるとのこと。興味のある方は早めに予約・申込を行いましょう。

マイナポイントの予約・申込は、24時間対応のオンラインはもちろん、郵便局、auショップ、ドコモショップ、ソフトバンクショップをはじめとしたマイナポイント手続スポットでも可能です。また、マイナポイントのサービスには、QRコード決済では、PayPayやLINE Pay、d払いなどが、電子マネーでは、nanacoやPASMO、ICOCAなどがあります。サービスによっては独自のポイントを付与するケースもあることから、比較検討することもお勧めします。

◆ マイナンバーカード普及目的？

総務省によると、2020年9月1日現在の全国の人口に対するマイナンバーカードの交付率は19.4%です。来年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用できるサービスが始まります。このサービスも申込が必要ですが、マイナンバーカードの用途も徐々に広がってきました。しかしながら、未だに交付率は伸び悩んでいます。これは、国民感情として、このマイナンバーカードを通じて、プライベートな部分も含めて、すべて国に管理されてしまうのではないかと懸念があるからだと思えます。便利なのは確かですが、これを払拭して、普及させるのはなかなか難しい課題なのかもしれません。

決済手段	種 類
QRコード決済	PayPayやLINE Pay、d払いなど
電子マネー	nanacoやPASMO、ICOCAなど

10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月12日(月)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通知期限 10月15日(木)
8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納付期限 } 11月2日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	

今月の名言録

お金は幸せの必要条件だが、十分条件ではない。
お金に人生を左右されるのはやめよう。
お金があってもなくても、私たちは幸福になれる。



私は企業人ですから資本や利潤の大切さは人一倍わかっているつもりです。
ただし、資本さえ潤沢なら事業がうまくいくかといえば、当然ながらそんなことはありません。
お金は重要な経営資源の一つですが、それ以上のものではないからです。

同じことが、お金と人間の幸福の関係についてもいえます。
つまり、お金は成功や幸福のための必要条件の一つではあっても、十分条件ではないのです。
お金で幸せは買えない。いや、お金さえあればなんでも手に入る。
世の中には両論ありますが、どちらに偏ることも正しくありません。

お金は人生でうんと大切なもののうちの一つです。ただし、あくまで幸せに生きるための「必須の道具」にすぎません。
重要な道具だから大切に扱わなくてはなりませんが、道具だけあっても目的は達成されないのです。

だから私たちは、ぜいたくも味わう一方で、「もったいない」の精神も忘れない心がけが肝要です。
先人は、「人を残すは上の上、名を残すは中の中、金を残すは下の下」という言葉を残しています。

(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一朗著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

